第３期 福生市地域福祉計画を策定しました

第３期福生市地域福祉計画は、地域福祉の一層の推進を目指し、福生市地域福祉計画推進委員会（西村邦康会長）の答申を踏まえ、策定しました。この計画は、福生市総合計画の分野別計画のひとつであり、高齢者保健福祉計画、障害者計画及び次世代（児童）育成支援計画の性格をあわせ持っています。

この概要は、福生市ホームページにも登載します。また、冊子は、市内各図書館、市役所本庁舎２階情報コーナーで閲覧できますのでご利用ください。

《計画の概要》

●計画の基本理念

(1)市民が互いに支え合い、だれもが地域の中で自立した生活を送ることができるまちを目指します。

(2)子どもたちが地域社会とのかかわりをもちながら、明るく健やかに育っていけるまちを目指します。

(3)市民が互いに親しみ、健康で心豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

(4)市民一人ひとりが尊重され、だれもがあらゆる場に自由に参加できる地域社会の実現を目指します。

●計画の目標

(1)日常生活を支援します。

(2)住まいの確保を支援します。

(3)施設の整備、充実に努めます。

(4)質の高い保健福祉サービスの確保に努めます。

(5)活力ある地域社会の実現を目指します。

(6)市民参加によるまちづくりを推進します。

●計画全体の重点施策

(1)福祉サービス等支援の充実

・サービス利用者側の視点に立ち、第三者サービス評価制度等を活用した福祉サービスの質向上に努めます。また、判断能力が不十分な高齢者・障害者等へのサービス利用に関する権利擁護の取組を充実します。

・関係機関等との連携を強化し、支援を必要とする市民に応じた適切な支援と組織的な対応を図っていきます。

・ＮＰＯ等民間事業者の福祉サービス提供事業への新規参入、市民活動団体等の福祉活動への参加を支援します。

(2)市民が元気に安心して暮らせるまちづくり

・保健事業、公民館事業、スポーツ・レクリエーション事業等の充実に努め、市民の健康づくりや交流を促進します。

・社会福祉協議会が核となって進めている高齢者や障害者、児童に対する見守り活動等の促進を図ります。

・警察署や消防署との連携を強化し、市民と行政の協力により、地域の安全と災害時を想定した対応を図ります。

(3)市民と行政の協働によるまちづくり

・地域住民相互の支え合いの推進、地域における自主的な福祉活動への市民参加促進を図ります。

・だれもが日常生活の中で支障なく行動できるよう、道路、駅、市の公共建築物等のバリアフリーを図ります。

・男性と女性が対等な社会の構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障されるよう、男女共同参画社会の実現を目指します。

・市民と行政の創意工夫により、地域福祉をより一層推進し、福生市らしい誇りある福祉のまちを目指します。

●個別計画部分における重点施策

(1)老人福祉計画部分及び老人保健計画部分における重点施策

・高齢者が介護を必要とする状態になるのを防ぐため、介護予防の充実に努めます。

・生きがいづくりを推進し、高齢者の閉じこもり防止、心身の健康保持に努めます。

・痴呆性高齢者の家族の心身の負担を軽減するため、支援の充実及び痴呆ケアのネットワークづくりに努めます。

・訪問販売等による悪質な商法取引等から高齢者を守る取組に努めます。

(2)障害者計画部分における重点推進事項

・支援費制度などをはじめ、福祉サービスについてのわかりやすい情報提供に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

・居宅生活支援サービスが円滑に利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。

・関係機関と連携、協力し、通所授産施設や通所訓練施設、知的障害者更生施設、精神障害者生活支援センター等の整備と確保に努めます。

・母子保健事業等を通じて障害の早期発見に努め、障害の種類に応じた相談体制の充実を図ります。

・夏休みなど、学校の長期休業中における障害児のための通所事業等を実施し、障害児の療育を支援します。

(3)次世代育成支援行動計画部分における重点施策

・乳幼児の疾病の早期発見、早期治療や予防事業の充実に努めます。

・育児相談、育児講習会、青少年等に関する相談等の充実に努めます。

・家庭内における児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携、協力し、適切な対応を図っていきます。

・保育事業の充実に努めていきます。

・障害児保育の充実、学童クラブへの受入れ促進を図り、障害児とその家庭を支援します。

・家事の応援が必要なひとり親家庭、多胎児家庭、産後家庭等の生活を支援します。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

児童館であそぼう 5月（その2）

田園児童館 ☎552・3133

◆**あそびの名探偵**「フルーツポンチをつくろう」28日㈬午後3時～4時45分 対象 小学生24人 持ち物 上ばき・エプロン・三角巾・タオル 材料費 80円〈申込み:21日午後4時～4時30分〉

◆**よちよちすくすくひろば** 6月1日㈫午前10時～正午 対象 0・1歳の幼児と保護者

◆**ポケット劇場**「あるひあるひのさんさんさん」6月5日㈯午後2時～3時 対象 幼児以上（幼児は保護者同伴） 出演 劇団風の子※入場無料

武蔵野台児童館 ☎553・8822

◆**料理教室**「あまがさクレープをつくろう」26日㈬午後３時～４時30分 対象 小学生以上24人 材料費 100円〈申込み:20日午後４時～４時30分〉 持ち物 上ばき・エプロン・三角巾・タオル

◆**あつまれ!ともだち** 21日㈮「卓球の日」28日㈮「バトミントンの日」午後３時30分～４時30分 対象 小学生以上

◆**のびのびひろば** 6月1日㈫午前10時～正午 対象 0・1歳児と保護者※時間内で自由に遊びに来てください。

熊川児童館 ☎539・1515

◆**こぐまひろば** 6月1日㈫午前10時～正午 対象 0・1歳の幼児と保護者※親子ふれあい交流の場

◆**料理バンバン**「ハヤシライス」26日㈬午後３時～４時30分 対象 小学生24人〈申込み:20日午後４時～４時30分〉 材料費 100円 持ち物 上ばき・エプロン・三角巾・タオル

児童手当・乳幼児医療費助成制度の申請はお済みですか

市では、家庭生活の安定と児童の健全な育成のため、小学校就学前のお子さんを養育している方に手当の支給や医療費の助成をしています。

▶児童手当制度

支給額（月額） 第1子・第2子5,000円、第3子以降10,000円

▶乳幼児医療費助成制度

助成される医療費の額 保険診療の自己負担分を助成（入院時食費代は除く。）

※認定請求は常時受け付けていますが、いずれの制度も所得制限があります。毎年５月に認定確認をしますので、前年度該当しなかった場合でも、翌年該当する場合があります。５月中に手続きをしてください。

なお、児童手当制度については法律改正（小学校3年生まで対象を拡大）を審議中ですが、決まり次第お知らせします。

児童扶養手当制度改正のお知らせ

児童扶養手当の所得に応じて支給される手当額が、平成16年4月分から次のように改定されました。

全部支給 41,880円

一部支給 41,870円～9,880円

（第２子加算5,000円、第３子以降加算3,000円の改定はありません。）

問合せ 子育て支援課子育て支援係

2004夏！体験ボランティア募集

福祉、防災、環境、スポーツ、世代間交流、講習会など様々な分野で活動や交流、学習をする『夏の体験ボランティア』を募集します。新しい体験をしてみませんか。

活動期間 7～8月

応募資格 都内在住、在勤、在学の小学生以上の方

申込み 活動メニューなど詳細については日曜を除く午前9時～午後5時の間にふっさボランティア・市民活動センター☎552・2121へ。